

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

木質バイオマスエネルギー利用動向調査

### 2 調査の目的

本調査は、木質バイオマスのエネルギー利用の動向を把握し、木質バイオマスエネルギーを利用した発電施設等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資するとともに、我が国の木材の需給状況を明らかにする木材需給表や森林・林業基本計画の作成等の基礎資料として活用することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

木質バイオマスエネルギーを利用した発電機及びボイラーを有する事業所

※ 木質バイオマスエネルギーとは、木材チップ、木質ペレット、薪、木粉（おが粉）等の木質バイオマスの燃焼によって発生するエネルギーをいう。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約1,500事業所（令和3年12月31日時点）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

事業者が発電機又はボイラーを設置する際に活用した補助金の交付業務を通じて把握した情報及び関係機関からの情報等を基に、各都道府県が母集団名簿（木質バイオマスエネルギー利用事業所名簿）を作成し、当該母集団名簿を用いて全数調査を行う。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の概要（業種、従業員数、所有している木質バイオマスエネルギー利用機器の種類等）

イ 木質バイオマスエネルギーを利用した発電機の利用動向

(ア) 発電機の種類、出力規模及び用途

(イ) 発電機の取得年及び所有基数

(ウ) 発電機の平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間

(エ) 熱電併給の有無

(オ) FIT・FIPによる売電の有無

ウ 木質バイオマスエネルギーを利用したボイラーの利用動向

(ア) ボイラーの種類、出力規模及び用途

(イ) ボイラーの取得年及び所有基数

(ウ) ボイラーの平均年間稼働日数及び1日当たりの平均稼働時間

エ 公的補助の活用状況

オ 事業所内で利用した木質バイオマスに関する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年1月1日から同年12月31日まで。なお、事業所の概要は調査実施年の前年12月末現在。

## 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

林野庁—都道府県（市区町村）—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム

電子メール) 調査員調査 その他 ( )

[調査方法の概要]

都道府県から報告者に対して、事前に郵送調査又はオンライン調査（電子メール）のいずれかの希望を聴取し、報告者の希望に応じた調査方法により調査票を配布・回収する方法で行う。

なお、オンライン調査（電子メール）については、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることと

する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期

その他 ( )

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年4月下旬～6月上旬

## 8 集計事項

### (1) 全国単位で、以下の内容について集計する。

#### ア 木質バイオマスエネルギー利用事業所に関する項目

(ア) 業種別木質バイオマスエネルギー利用事業所数

(イ) 業種別灰の処理方法別事業所数

#### イ 木質バイオマス利用に関する項目

(ア) 業種別木質バイオマスの利用量

(イ) 事業所における利用機器の所有形態別木質バイオマスの種類別利用量

(ウ) 事業所における利用機器の所有形態別木材チップの由来別利用量

(エ) 木質バイオマスと非木質バイオマス燃料の非木質バイオマス燃料種類別混焼実施事業所数

(オ) 木質バイオマスと化石燃料の化石燃料別混焼実施事業所数

#### ウ 発電機に関する項目

(ア) 業種別種類別発電機数 ※熱電併給についてはうち数

(イ) 業種別電気の用途別発電機数

(ウ) 事業所の従業員規模階層別事業所数及び発電機数

(エ) 出力規模階層別発電機数

(オ) 発電機の種類別平均出力規模

(カ) 使用年数階層別発電機数

(キ) 出力規模階層別平均稼働日数、時間

(ク) 業種別補助金等活用数

#### エ ボイラーに関する項目

- (ア) 業種別種別別ボイラー数
  - (イ) 業種別及び熱の用途別ボイラー数
  - (ウ) 事業所の従業員規模階層別事業所数及びボイラー数
  - (エ) 出力規模階層別ボイラー数
  - (オ) ボイラーの種別別平均出力規模
  - (カ) 使用年数階層別ボイラー数
  - (キ) 出力規模階層別平均稼働日数、時間
  - (ク) 業種別補助金等活用数
  - オ その他（付帯設備等）
    - (ア) 業種別補助金等活用数
- (2) 都道府県単位で、以下の内容について集計する。
- ア 木質バイオマスエネルギー利用事業所に関する項目
    - (ア) 木質バイオマスエネルギー利用機器の所有形態別事業所数
  - イ 木質バイオマス利用に関する項目
    - (ア) 木質バイオマスの利用量
    - (イ) 木材チップの由来別利用量
  - ウ 発電機に関する項目
    - (ア) 種別別発電機数
    - (イ) 電気の用途別発電機数
    - (ウ) 補助金等活用数
  - エ ボイラーに関する項目
    - (ア) 種別別ボイラー数
    - (イ) 熱の用途別ボイラー数
    - (ウ) 補助金等活用数
  - オ その他（付帯設備等）
    - (ア) 補助金等活用数

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）  
 インターネット（農林水産省ホームページ及びe-stat）により公表する。

(3) 公表の期日

木質バイオマス利用に関する集計事項のうち、政策評価の実施や木材需給表に必要な「木材チップの由来別利用量」については調査実施年の8月末までに、これも含め、全体の調査結果は同年12月末までに行う。

10 使用する統計基準等

使用する→  日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )

使用しない

調査対象の範囲の画定や集計結果の表章において、日本標準産業分類の中分類、小分類又は細分類を使用する。(別紙参照)

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済調査票：3年(調査年の翌年4月1日から起算)

調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長

(別紙)

事業所の業種の選択肢(「第1表 事業所の概要」関連)

産業分類上の整理

大分類	中分類	小分類	細分類	分類番号	
E-製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)(12)	製材業、木製品製造業(121)	一般製材業(1211)～その他の特殊製材業(1219)	1	
		造作材・合板・建築用組立材料製造業(122)	合板製造業(1222)	2	
			集成材製造業(1223)	3	
			建築用木製組立材料製造業(1224)	4	
			パーティクルボード製造業(1225)	5	
			繊維板製造業(1226)	6	
			床板製造業(1228)	7	
		木製容器製造業(竹、とうを含む)(123)	竹・とう・きりゅう等容器製造業(1231)～たる・おけ製造業(1233)	8	
	その他(上記以外)		9		
	食料品製造業(09)	畜産食料品製造業(091)～その他の食料品製造業(099)		10	
	繊維工業(11)	製糸業、紡績業、科学繊維・ねん糸等製造業(111)～その他の繊維製品製造業(119)		11	
	家具・装備品製造業(13)	家具製造業(131)～その他の家具・装備品製造業(139)		12	
	パルプ・紙・紙加工品製造業(14)	パルプ製造業(141)～その他のパルプ・紙・紙加工品製造業(149)		13	
	印刷・同関連業(15)	印刷業(151)～印刷関連サービス業(159)		14	
	化学工業(16)	医薬品製造業(165)		15	
		その他(上記以外)		16	
	上記以外(その他の製造業)	上記以外(その他の製造業)		17	
A-農業、林業	農業(01)	耕種農業(011)～園芸サービス業(014)		18	
F-電気・ガス・熱供給・水道業	電気業(33)、ガス業(34)、熱供給業(35)、水道業(36)			19	
M-宿泊業、飲食サービス業	宿泊業(75)	旅館、ホテル(751)～その他の宿泊業(759)		20	
	飲食店(76)	食堂、レストラン(専門料理店を除く)(761)～その他の飲食店(769)		21	
N-生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業(78)	洗濯業(781)、理容業(782)、美容業(783)		22	
		一般公衆浴場業(784)、その他の公衆浴場業(785)		23	
	娯楽業(80)	スポーツ施設提供業(804)	スポーツ施設提供業(8041)、体育館(8042)、フィットネスクラブ(8048)等		24
		公園、遊園地(805)、その他の娯楽業(809)			25
O-教育、学習支援業	学校教育(81)	幼稚園(811)～幼保連携型認定こども園(819)		26	
	その他の教育、学習支援業(82)	社会教育(821)～他に分類されない教育、学習支援業(829)	公民館(8211)、図書館(8212)、博物館、美術館(8213)、動物園、植物園、水族館(8214)等		27
P-医療、福祉	医療業(83)	病院(831)、一般診療所(832)		28	
	社会保険・社会福祉・介護事業(85)	老人福祉・介護事業(854)、障害者福祉事業(855)		29	
		児童福祉事業(853)		30	
	上記以外(その他の医療、福祉)	上記以外(その他の医療、福祉)		31	
Q-複合サービス事業	協同組合(87)			32	
	上記いずれにも属さない業種			33	

※1 ( )は日本標準産業分類における分類番号。

※2 網掛けの業種は、把握する業種分類を示す。